

議案第 87 号

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準ずる一般職の職員に支給する期末勤勉手当の支給割合の見直しを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（令和元年あきる野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第 7 条第 2 項中「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第 2 条 あきる野市会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第 7 条第 2 項中「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。